

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
スマイル運営規程
(共同生活援助（介護サービス包括型）)

(事業の目的)

第1条 株式会社スインレッドが設置するスマイル（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和5年船橋市条例第24号）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 スマイル

(2) 所在地 千葉県船橋市西船5-9-15 ハイライズ西船弐番館301

(3) 共同生活住居

①

名 称	所 在 地
スマイル田喜野井1番館	千葉県船橋市田喜野井4-7-8

②

名 称	所 在 地
スマイル薬円台2番館	千葉県船橋市薬円台6-19-33

③

名 称	所 在 地
スマイル前原東3番館	千葉県船橋市前原東5-32-17

④

名 称	所 在 地
スマイル田喜野井5番館	千葉県船橋市田喜野井4-7-7 1階

⑤

名 称	所 在 地
スマイル田喜野井 6 番館	千葉県船橋市田喜野井 4－7－7 2 階

⑥

名 称	所 在 地
スマイル飯山満町 1 0 番館	千葉県船橋市飯山満町 2－8 7 2 ホワイトパル

⑦

名 称	所 在 地
スマイル田喜野井 1 4 番館	千葉県船橋市田喜野井 4－7－7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1 名 (常勤職員、世話人・生活支援員兼務)
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1 名 (常勤職員 1 名、世話人・生活支援員兼務)
サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。
- (3) 世話人 4 名以上 (常勤、非常勤職員 2 名以上、管理者兼務常勤 1 名)
世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。
- (4) 生活支援員 4 名以上 (常勤職員、非常勤職員 又は管理者・サービス管理責任者兼務)
生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。
- (5) 事務員 1 名

(入居定員)

第 5 条 共同生活住居 (スマイル田喜野井 1 番館) の入居者の定員は、4 人とする。

(定員内訳)

共同生活住居の名称	定 員
スマイル田喜野井 1 番館	4 人

2 共同生活住居 (スマイル薬円台 2 番館) の入居者の定員は、4 人とする。

(定員内訳)

共同生活住居の名称	定 員
スマイル薬円台 2 番館	4 人

3 共同生活住居 (スマイル前原東 3 番館) の入居者の定員は、5 人とする。

(定員内訳)

共同生活住居の名称	定 員
スマイル前原東 3 番館	5 人

- 4 共同生活住居（スマイル田喜野井 5 番館）の入居者の定員は、4 人とする。
（定員内訳）

共同生活住居の名称	定 員
スマイル田喜野井 5 番館	4 人

- 5 共同生活住居（スマイル田喜野井 6 番館）の入居者の定員は、4 人とする。
（定員内訳）

共同生活住居の名称	定 員
スマイル田喜野井 6 番館	4 人

- 6 共同生活住居（スマイル飯山満町 1 0 番館）の入居者の定員は、3 人とする。
（定員内訳）

共同生活住居の名称	定 員
スマイル飯山満町 1 0 番館	3 人

- 7 共同生活住居（スマイル田喜野井 1 4 番館）の入居者の定員は、4 人とする。
（定員内訳）

共同生活住居の名称	定 員
スマイル田喜野井 1 4 番館	4 人

（共同生活援助を提供する主たる対象者）

- 第 6 条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
知的障害者・精神障害者・身体障害者等

（共同生活援助の内容）

- 第 7 条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- （1）利用者に対する相談
- （2）食事の提供（希望者に対して）
- （3）健康管理・金銭管理の援助
- （4）余暇活動の支援
- （5）緊急時の対応
- （6）職場等との連絡調整
- （7）財産管理等の日常生活に必要な援助
- （8）食事や入浴、排せつ等の介護
- （9）一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下、「体験的な利用」という。）

(10) 地域生活移行個別支援（地域生活移行個別支援特別加算対応）医療観察法に通院医療の利用者、刑務所、少年院その他の矯正施設を退所した者等、地域生活への移行に特別な配慮を要する利用者に対し、地域において安定した生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、相談援助その他必要な支援を行う。

2 支援の実施にあたっては、利用者ごとの生活課題を把握し、必要に応じて個別の検討を行い、その結果を支援に反映するものとする。

3 また、保護観察所、更生保護施設、医療機関、相談支援事業所その他関係機関と連携し、継続的かつ適切な支援体制を確保するものとする。

(11) 精神科病院に入院している精神障害者の地域生活への移行を促進するため、退院支援及び地域生活への定着に向けた支援を行う。

支援にあたっては、利用者の病状、生活能力等を踏まえ、個別支援計画に基づき段階的かつ継続的に実施する。

また、精神科医療機関、訪問看護事業所、相談支援事業所等の関係機関と連携体制を確保する。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 利用者の入居に当たり、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 入居事務手数料 60,000 円

入居契約の締結、入居に係る事務手続、鍵の作製及び引渡し、居室整備その他入居準備に要する費用として、入居時に 60,000 円を徴収するものとする。

入居事務手数料は返還しないものとする。

4 次に定める費用については、それぞれ記載の通り徴収・精算するものとする。

＜スマイル田喜野井1番館＞

(1) 家 賃 月額 27,000 円（1階リビング横洋室、2階洋室、）

月額 30,000 円（1階玄関横洋室）

月額 32,000 円（2階和室）

（体験的な利用の場合 日額 1,000 円）

毎月10日に当月分を利用者から徴収するものとする。

(2) 光熱水費 月額 13,000 円（体験的な利用の場合 日額 400 円）

毎月10日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

(3) 食材料費 月額 30,000 円（体験的な利用の場合 日額 1,000 円）

朝食：350 円／食 夕食：650 円／食

毎月10日に当月分（実食数分）を利用者から徴収するものとする。

- (4) 日用品費 月額 7,000 円 (体験的な利用の場合 日額 250 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル薬円台 2 番館>

- (1) 家賃 月額 33,000 円 (2 階北和室、2 階中央洋室)
月額 37,000 円 (1 階南庭前洋室、2 階南バルコニー付洋室)
(体験的な利用の場合 日額 1,200 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 光熱水費 月額 13,000 円 (体験的な利用の場合 日額 400 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。
- (3) 食材料費 月額 30,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,000 円)
朝食：350 円/食 夕食：650 円/食
毎月 10 日に当月分 (実食数分) を利用者から徴収するものとする。
- (4) 日用品費 月額 7,000 円 (体験的な利用の場合 日額 250 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル前原東 3 番館>

- (1) 家賃 月額 33,000 円 (2 階北洋室 2 部屋、2 階和室)
月額 38,000 円 (1 階和室)
月額 43,000 円 (2 階バルコニー付洋室)
(体験的な利用の場合 日額 1,200 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 光熱水費 月額 13,000 円 (体験的な利用の場合 日額 400 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。
- (3) 食材料費 月額 30,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,000 円)
朝食：350 円/食 夕食：650 円/食
毎月 10 日に当月分 (実食数分) を利用者から徴収するものとする。
- (4) 日用品費 月額 7,000 円 (体験的な利用の場合 日額 250 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル田喜野井 5 番館>

- (1) 家賃 月額 43,000 円
(体験的な利用の場合 日額 1,500 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 共益費 月額 3,000 円
(体験的な利用の場合 日額 100 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。

- (3) 光熱水費 月額 15,000 円 (体験的な利用の場合 日額 500 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。
- (4) 食材料費 月額 30,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,000 円)
朝食：350 円／食 夕食：650 円／食
毎月 10 日に当月分 (実食数分) を利用者から徴収するものとする。
- (5) 日用品費 月額 7,000 円 (体験的な利用の場合 日額 300 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル田喜野井 6 番館>

- (1) 家賃 月額 43,000 円 (2 階下記以外)
月額 50,000 円 (2 階トイレ前)
(体験的な利用の場合 日額 1,500 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 共益費 月額 3,000 円 (2 階下記以外)
月額 10,000 円 (2 階トイレ前)
(体験的な利用の場合 日額 100 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (3) 光熱水費 月額 15,000 円 (体験的な利用の場合 日額 500 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。
- (4) 食材料費 月額 30,000 円 (体験的な利用の場合 日額 1,000 円)
朝食：350 円／食 夕食：650 円／食
毎月 10 日に当月分 (実食数分) を利用者から徴収するものとする。
- (5) 日用品費 月額 7,000 円 (体験的な利用の場合 日額 300 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

<スマイル飯山満町 10 番館>

- (1) 家賃 月額 43,000 円 (101 号室, 102 号室, 201 号室)
(体験的な利用の場合 日額 1,500 円)
毎月 10 日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 共益費 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)
- (3) 光熱水費 各自で業者に支払 (体験的な利用の場合 日額 500 円)
- (4) 食材料費 希望者のみ夕食を提供：1 回 650 円 (毎月希望食数を提供)
毎月 10 日に当月分 (実食数分) を利用者から徴収するものとする。
- (5) 日用品費 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)
毎月 10 日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1 年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

- (1) 家賃 月額 45,000 円 (101号室)
(体験的な利用の場合 日額 1,500 円)
月額 52,000 円 (102号室、103号室)
(体験的な利用の場合 日額 1,700 円)
月額 60,000 円 (201号室)
(体験的な利用の場合 日額 2,000 円)
毎月10日に当月分を利用者から徴収するものとする。
- (2) 共益費 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)
- (3) 光熱水費 各自で業者に支払 (体験的な利用の場合 日額 500 円)
- (4) 食材料費 希望者のみ夕食を提供：1回 650 円 (毎月希望食数を提供)
毎月10日に当月分(実食数分)を利用者から徴収するものとする。
- (5) 日用品費 月額 3,000 円 (体験的な利用の場合 日額 100 円)
毎月10日に上記固定額を当月分として利用者から徴収し、1年毎に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。
- 5 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し、電子メール又は手交にて交付するものとする。
- 6 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 7 第3項の費用について、グループホーム本入居契約が終了しない状態での外泊、入院、行政(鑑別所・少年院・刑務所等)の拘束等でグループホームを不在にする場合、家賃、共益費、光熱水費、食材料費、日用品費の精算戻し入れはしないものとする。
体験入居期間中の途中帰宅・帰院等も上記と同様に精算戻し入れはしないものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。世話人不在時のコンロの使用は禁止とする。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及び家族等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第14条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の作成)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

(苦情解決)

第16条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令

又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年3回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社スインレッドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2018年 9月1日から施行する。

追記変更 2019年 2月1日実施

追記変更 2019年 8月1日実施

追記変更 2020年 2月1日実施

追記変更 2020年 9月1日実施

追記変更 2020年12月1日実施

追記変更 2021年 2月1日実施

追記変更 2021年 3月1日実施

追記変更 2021年12月1日実施

追記変更 2022年 9月1日実施

追記変更 2022年11月1日実施

追記変更 2023年 3月1日実施

追記変更 2023年 9月1日実施

追記変更 2024年 7月1日実施

追記変更 2024年 8月1日実施

追記変更 2025年12月1日実施